

中野門傳村、

名主、庄藏、

今塚村、

名主、才兵衛、

中野村、

名主、孫四郎、

同村、

名主、惣七郎、

同村名主市兵衛代、

組頭、善藏、

向新田、

名主、又次郎、

北山村、

名主、庄次郎、

金澤村、

名主、源次郎、

柳澤村、

名主、幸右衛門、

鮎洗村、

名主、金兵衛、

平鹽村、

名主代、彦兵衛、

高屋村、

名主、七郎右衛門、

同村、

名主、重太郎、

中郷村、

名主、定四郎、

伏熊村、

名主、作十郎、

深澤村、

名主、傳兵衛、

用村、

名主、半四郎、

小見村、

名主、小三郎、

沼山村、

名主 次右衛門、

上櫻田村、

名主 傳次郎、

神尾村、

名主 利兵衛、

草矢倉村、

名主 傳九郎、

谷柏村、

名主 庄次郎、

山田常右衛門様、

御役所

同年十二月、堀田正倫所領大塚村連署シテ、博奕禁止ノ議定書ヲ定ム。

〔大塚村文書〕

一博奕之儀ハ前々より御制禁之旨、御嚴重被仰渡御座候處、不得止事不法人出來、畢竟村内不取繙之儀、依之村中相談議定取極左之通り、

一組々内博奕いさし候もの有之候を、吟味に差置候ハ、一組過怠として五貫文、其組中に而

道橋普請之節、人足三拾人宛相勸可申候、猶又向三軒兩隣、錢五百文宛差出可申候事、

一賭事宿致し候者、過料錢七貫文宛差出可申候、其組合中ニ而道橋普請、人足五拾人宛相勸可申候、是又向三軒兩隣過料錢、壹貫文差出可申候、

一穿鑿行届早速差止候ハ、輕く用捨致、其組之心次第取計候様、相任セ可申候事、

一長刀帶村内江通り候者有之候ハ、村中ニ而搦捕注進可致候事、

右之通り村中相談の上議定取極、一組限り其組之組頭引受、無油斷相更々吟味仕、百姓名主水呑に至迄一統申合、村内は勿論近村さかり場所、并堂宮野山に至迄心を附、急度穿鑿可仕候、向後賭事いさし候者出來候は、右定之過料少も違背仕間敷候、依之一組限り連印仕議定書可申候、仍如件、

嘉永五壬子年十二月、

御役元

大塚村衆中・連印

同六年癸丑六月、諸村大旱、山寺村損毛過大生計困難ナルヲ以テ、節儉自活ノ事ヲ議定ス。

〔山寺村文書〕

當丑大旱魃ニ而田畠共格外之痛故、一同難澁ニ付、今般村役人集會、評儀之上取極候ケ條左之通、

一前々從御公儀様被仰出候御條目之趣、彌堅相守可申事、

一當村之儀は、平年夫食不足之處、前條難澁ニ付、取續方も如何相成可申哉と、銘々無覺束罷在候儀、然ル上は糧米之儀、不寄何品他所江決而賣出し申間敷、尤余慶之分ハ、村内ニ而融通可致候事。

一祝儀并不幸之節は、相互之儀ニ候へは、銘々自扶持ニ而手傳、實意ニ世話いさし、酒食等之跡差出候ニ不及假令差出候共一切受申間數事。

一祭禮之節は兼而被仰出候通、奢ケ間敷儀無之様萬事致儉約、赤飯酒肴等之用意一切無用之事、一月待日待之節は、神酒一升ニ限り、都而手輕ニ相勤可申、尤平日亂酒をへららさる事。

附日待と唱ひ、年賀いさし候共、右同斷可爲候事。

一諸禮日其外共品物ニ而送候儀、費ひ不少候ニ付、一切無用之事。

嘉永六年六月、

山寺村、

〔古老談〕

嘉永六年四月三十日、少々雨降りしのみにて、七十日あまり旱りつゝきぬ、路傍の草木には青色なし。

〔大蕨村稻村氏文書〕

嘉永六年丑ノ四月十一日雨ふり、五月七日ニ少々雨ふり、六月より七月十二日ニ日半日雨ふり、夫々廿九日ニ至迄雨ふり不申、大日てりニ而山里共、な大根そは一向出來不申、田ハ當村ハ六分半位作ニ候得共、山野ベ西南白され、三川極白はれ、最上中大かんはつ當村前田向惣白はれ。

同年七月、將軍德川家慶薨ス、世子家定職ヲ襲ク。

〔史料雜集〕

公方様御不例之處、不被爲叶御養生、七月廿二日已下剥薨御之旨被仰出候ニ付、諸事相慎高聲等不致、火之元別而入念可申候、心得方之儀尙又可申達候。

丑八月二日、

同年八月、村山郡烟谷村、領主堀田正倫ニ請ヒ、烟谷置賜郡中山間、烟谷村木澤間之傳馬賃錢ヲ定ム。

〔烟谷村文書〕

乍恐以書付御届奉申上候、

烟谷村合中山村迄傳馬賃錢、

一駕籠、

一本馬、

一輕瓦、

一人足、

六拾文、

右は中山村問屋善七方談合候所、右善七申候ニハ、萩野中山村合烟谷村迄傳馬賃錢前々々書面之通請取罷在候間、其村ニ而も左様ニ可致由申候間、中山村同様ニ奉書上候。

烟谷村合村木澤村迄貨錢、

一駕籠、貳百四文、

一本馬、百貳文、

一輕尻、六拾八文、

一人足、五拾壹文、

右は當村米澤街道ニ相成候ニ付、傳馬賃錢御尋ニ付、當村詮義仕候得とも、右賃錢書付無御座候間、當村木澤問屋與市右衛門江談合候所、古來より之傳馬賃錢書付御座候間寫取、乍恐以書付御届奉申上候、以上。

丑八月、

畑谷村、

百姓代、權右衛門、

組頭、茂兵衛、

全、勘四郎、

名主、七兵衛、

柏倉、
御役所、

同年九月、堀田正倫旱損多大ヲ以テ、救荒令ヲ領内ニ布ク。

〔江俣村文書〕

覺、

柏倉村、半郷村、谷柏村、津金澤村、上野村、常明寺村、小立村、江俣村、平清水村、

メ九ヶ村、

右村々は御收納米不殘、他村渡し被仰付候間、一村申合取續可申候。

門傳村、陣場村、飯田村、上反田村、

メ四ヶ村、

右村々御收納米之内、少々は買受被仰付、余ハ他村渡シ被仰付候間、一村申合取續可申候。

北作村、烟谷村四分買請被仰付候事、

吉原村、前明石村、青田村、古館村、沼木村、成澤村、山田村、下櫻田村、中櫻田村、

岩波村、金谷村、船町村、根際村、大塚村、要害村、下反田村、村木澤村、植野村、

深澤村、瀧平村、下寶澤村、上寶澤村、

メ貳拾貳ヶ村、

右村々ハ田面旱枯甚敷、皆無同様之村方茂有之、或は山内ニ而御田地不足之村方等ニ付、御收納米之分不殘割合を以夫々相渡候間、艱難致シ取續可申候。

丑九月、

一當六月中增夫喰御拂被仰付候、御米千六百五拾俵余、代金上納可被仰付候處、御勘辨ヲ以糾返納被仰付候間、何茂致出精旱々返納可致、尤當作皆無同様之村方、又は極差支之村方は無據候

間代金ニ而早々上納可致候、右之外夫食代金未納之村方も有之、何茂難澁ニ可有之候得者、上ニも當納之分は、不殘夫食御手當ニ相成、此節莫大之物入之中別而御難澁之御時節ニ付、一同相辨ひ前書未納代金とも幾重ニも骨折上納可致候。

丑九月、

一當丑御取箇取調之處、莫大成御損毛ニ相見得、御收納米本年之四ヶ一二茂引足申間敷、左ニ候得ハ明年村々夫喰、村毎ニ御世話は逆茂不致爲行届、依之作方宜山内村は勿論、里方村之内も作合相應之村は、一村限り申合幾重ニ取續候様可致、一村皆無同様之村方は、御世話も可被下候得共、是以壹人三合食杯之御手當ニは、逆も不行届義ニ付、此旨兼而相心得可申、右村仕譯別紙之通可相心得候。

一先日申達置候稻刈束調之義、未取調差出候村方無之由、此節稻取入中之處、長々摺臼差留置而是、難澁之事ニも可有之候間、刈束兼々取調可申、依之縦役壹人宛手分ケ廻村いさし、取調方世話致候様申付候、御陣屋近邊村々、并取調差支無之村方とは不相廻候間、右之村々は割元江罷出、調向可問合候、且手代出役も差出し候而、夫々差圖可受候、尤夫喰御世話之無之村方之分は、調帳役所江差出ニ不及候得共、一村限り夫喰取調方信實ニ申合、行届御刈束出役、有駄正路ニ取調可申候。

一夫喰取調被遊候村方は、余米有之者共、山形市中江賣米之義、御年貢皆濟之上は、勝手次第不苦候、同所は交易場第一の場所ニ付、賣米致候者共は、成丈同所江差出候様可致候。

一村々之内、依頼、當夏酒田御下米之内御拂見合、同所江御園被差置候分貳千六百俵余、此節川筋

追々出水之様子ニ付、近々御手舟ヲ以、船町河岸場迄御引戻シ被成候間、着米之上割合ヲ以夫喰ニ相渡可申、併是以作合ケ成之村方江は難被仰付候。

附り右御引戻ニ付、船中不取締無之様、且難用も不少相掛り候義ニ付、上乗一ト屋内貳人ツ、并別體成者村方より可差出候。

一公儀御下穀百姓貯穀圍之義、積立不足之村方も有之、精誠申談去冬迄ニ不殘積立相揃封印申付置候、右は兼而申付置候通飢餓之御手當ニ付不取締無之様、分ケ而昨年中申談置候處、此節心得違致候村方も有之哉ニ相聞得不埒至極之事ニ候、依之右御園穀、并寛政度天保度御園穀社倉等迄、近々代官共廻村いたし、俵毎相改候上、彌心得違之村方有之ニおむてハ、急度被及御沙汰候間、此旨可相心得候、右之趣歸村之上、判頭長百姓初村方一同江得と可申聞候以上。

丑九月、

一酒造義は、造之義當丑御收納、村々夫喰ニも引足不申候間、酒造米御拂は一切不被仰付候間、此旨酒造人共江可申聞候、且又酒造人共自分余米ヲ以、造込ミ候義は格別ニ候得共、是以村々夫喰不足いたし、迷惑ニも存候間、造込留造桶改封印も可申付候間、可申出候以上。

安政元年甲寅三月、是ヨリ前、山形城主水野忠精所領小白川村新田ヲ開墾シ、代官松永善之助預所、秋元志朝、織田信學所領中野村、堀田正倫所領船町村、陣裏村、同新田、吉野宿村、江俣村、阿部正耆秋元志朝所領鮎洗村、内表村八ヶ村ノ用水堰ヲ侵害引水ス、是ニ至リ八ヶ村協議之ヲ公訴センコトヲ約定シ、兼テ來十四日ヲ期シ用水路浚渫ノコトヲ約ス。

儀定書之事。

一八ヶ郷用水堰川縁之内、小白川裏ニ而追々新田堰立、右堰筋を揚口三十ヶ所余茂、引水いよし候ニ付、水下江流水減ニ相成、及追年水不足難捨置儀ニ付、及出訴取潰申度儀候得共、不容易儀ニ付猶豫罷在、其内去丑年稀成旱魃ニ而耕地一圓之深割、今水保不申、全前々趣無例之新開之地江分水いたし候故及難澁、最早仕付之時節ニ至候處、此分ニ而之逆茂植付等茂不行届、必至與難澁八ヶ郷惣高何萬俵と申立付之場所、一圓之相續ニ拘候間、不得止事今般集會之上、其筋江彌出訴之事ニ決評いたし候ニ付、面々心得之廉ニ在之通。

一件出訴八ヶ郷願惣代之儀、御領所中野村御名主市太郎殿相頼候ニ付、柴橋を御添翰頂戴仕、山形御役場江出願請、御調不相濟節も出府公訴可仕候事。

一願惣代市太郎出訴中、無據差支出來候節は、同人名代之者早速差出、無差支様取斗可申事。
一爲願惣代と市太郎殿相頼、其筋江差出申度段、向々御領主様江願上、御銘々様御役所より御添翰頂戴仕、柴橋江出願可仕事。

一出訴中市太郎殿相談相手之者、八ヶ郷村々之内人物相見立、兩人ツ、差出置可申事。

一一件中諸入用之儀何程相掛候共、八ヶ郷出金無滯差出、願惣代方江心配決而相掛申間敷事。

一出訴中八ヶ郷村々地方掛之書類取調之儀、惣代より申越候、其都度堰元船町を向々江及御談取調無差支取計可申事。

一件願立見込通不行立儀茂有之候逆、願惣代の方江決而恨ケ間敷儀申間敷事。

右ヶ條之通取極候上は、得其意含違之儀無之様堅敷相心得可申候、爲念議定書連印如此ニ御座候以上。

中野村

嘉永七寅年三月、
名主、市太郎

船町村

名主、孫市

陣塙村

名主、武左衛門

江俣村

名主、彦作

吉野宿村

名主、利兵衛

陣塙新田

名主、傳四郎

鮎洗村

名主、文平

同

名主、嘉左衛門

内表村

名主久兵衛

中野村

名主昌伯

全

太郎七

作兵衛

全

孫四郎

喜右衛門

全

甚内

全

太兵衛

役人惣代

市右衛門

全

喜右衛門

船町村

役人惣代、七右衛門

陣場村

傳十郎

江俣村

庄右衛門

吉野宿村

安兵衛

陣場新田

長十郎

鮎洗村

伊右衛門

内表村

榮吉

全

全 傳四郎

中野村

役人惣代 武助

全 文藏

全 三右衛門

差入申一札之事

一、八ヶ郷用水堰川縁之内、小白川裏ニ而無例之水口三十ヶ所余、揚口切開引水いたし候ニ付、流水減ニ相成村々御田地、用水差支難澁罷在候ニ付、右堰邊新田取潰申度、兼々及内談ニ罷在候得共、不容易一件出訴等猶豫之所去丑年稀我旱魃ニ而耕地一圓之干割よ今同様割地差募不申、最早仕付之時節ニ茂至候得共、一ト通之水ニ而は水保不申、逆茂仕付方無覺束難儀奉存候、依之不得止事今般右川縁之水口、留切不申候而是、流水不行届儀と、一同集會之上及評議ニ、其段決評仕候處、右出訴向御料所より御差出ニ相成候様仕度儀ニ付、乍御苦勞八ヶ郷願惣代、兼御出願被成下度御頼申上候、就而は村々御領主役場江申立、其故ヲ以願惣代出訴仕度旨、向々より添翰ヲ以柴橋様江願上候様可仕候勿論出訴之儀は、柴橋様江御一手より御添翰頂戴、山形御役場江罷出、請御調不相濟儀ニ候ハ、無據及御公訴、左候得は數日之逗留等茂有之、御手元差支之儀茂有之候節は、其故御名代之者八ヶ郷より差出、聊御差支御懸申間敷候、尙又及公事見込通不行立儀茂有之候共、決而御恨ケ間敷儀申間敷、且一件中諸入用之儀ハ、何程相掛候共八ヶ郷より相濟、是又御心配筋堅御掛不申故ニ御座候、右村々幾萬俵之耕地、浮沈之此節ニ御座候

問、何分ニ茂願惣代御許被下度、偏ニ御頼申上候、尤御出訴先江は可然もの相見立、差出置可申候得共、一件掛合向進退之儀は、御存慮次第御懸引可被下候、其都度一同江不及御相談候とも、宣敷御頼申上候、右御頼之御意書、連印ヲ以差入申所依如件。

嘉永七寅年三月、

中野村役人惣代

全 三右衛門

全 文藏

全 武助

全 榮吉

傳四郎

内表村全

鮎洗村全

伊右衛門

全

文五郎

陣場新田全

長十郎

吉野宿村全

安兵衛

江俣村全

庄右衛門

陣場村全

傳十郎

船町村全

七右衛門

中野村名主

太兵衛

全

喜右衛門

全

喜内

孫四郎

太郎七

作兵衛

昌伯

嘉左衛門

鋸洗村全

文平

内表村全

久兵衛

陣場新田全

傳四郎

吉野宿村全

利兵衛

二〇八

二〇九

江俣村、全、

彦、

作、

陣場村、全、

武左衛門、

船町村、全、

孫、

市、

中野村、

御名主、

市太郎殿、

右之通八ヶ郷一同集評之上議定取究、御田地爲相續之上出願ニ相成候一件、願惣代として中野村市太郎殿相頼、一札差出申候、右ニ付村内一同寄合、評儀之上承知仕、已來如何ニ相成候共少茂違背仕間敷候、依之連印仕相違無御座候、爲後日連印一札依而如件。

嘉永七寅年三月、

文久文吉助

重太郎助

治郎助

仁八三郎吉
佐伊七吉

太郎左衛門、

六右衛門、

藤嘉傳治

庄三郎郎

仁左衛門、

彌四郎衛

文太吉

彌四郎衛

圓次郎衛

治郎兵衛

幸吉

市兵衛、

重兵衛 利兵衛
金藏七郎
作兵衛
彌半四郎
吉忠五郎
文藏郎
吉長郎
次郎
よ
助郎
吉郎
甚郎
長郎
武右衛門
助左衛門
佐之助

上組 百姓代 半三郎 茂 八

上組 全 治兵衛

下組 粗頭 伊右衛門

上組

全 文五郎

下組

名主 原田文平
阿部嘉左衛門

兩御役元様

八ヶ郷堰浚之儀、柴橋御役所江御伺申上候處、御出役様來ル十三日山形江御出張、翌十四日川浚被仰付候、則御向々様江其段柴橋を、御廻達ニ相成候間、御銘々様を茂其筋江、被成御届可然

奉存候、此廻狀留之御村方々、御戻可被下候、以上。

寅三月七日、八ヶ郷堰元。

中野村、

御名主、太郎七様、同、

同

全

作兵衛様、同、

内表村、

御名主、久兵衛様、全

陣場村、

武左衛門様、新田、

吉野宿村、

利兵衛様、全

同、

全

平様、市太郎様、

猶以人足割、昨年之通川浚用具持參勿論當年之儀は別段人足人物御撰持方等閑無之様御取

計可被下候、一同辨當持參十四日明六ツ時、下條差揃無間違御頼申上候、以上。

同二年乙卯二月、柴橋代官松永善之助所領中野村名主市太郎、堀田正倫所領陣場村名主武

左衛門、組合村八ヶ村ヲ代表シ、水野忠精所領小白川村兵助、土屋寅直所領双月村駒吉以

下、用水路侵害ノ事ヲ評定所ニ訴フ、因テ兵助等ニ命シ、四月二十五日ヲ期シ、答書ヲ呈出セシム、七月ニ至リ原被卒ニ和解ス。

〔採訪史料〕

乍恐以書付御訴訟奉申上候。

松永善之助當分御預所、

秋元但馬守領分、

織田兵部少輔領分、

羽州村山郡、

同州同郡、

船町村、

陣場村、

同新田、

吉野宿村、

江俣村、

阿部播磨守領分、

秋元但馬守領分、

秋元但馬守領分、

一一六

同州同郡
鮓洗村

鮓洗村

右村々惣代
右

善之助御預所分

吉之明德所

訴訟人　名主市太郎

右陣場村

卷之三

水野大監物御領分

卷之三

卷之三

皆川町

皆川町

同、雄音。

旅籠問

同、同、同、喜、愁、治、

北新圖書館

百姓 三郎兵衛

醫同
二
師而

名主勘四郎

百姓 七右衛門

名主 嘉右衛門
專稱寺地內

百姓 源右衛門。

同御領分。

同州同郡小白川村。

同百姓兵助。

土屋采女正様御領分。

同州同郡双月村。

同百姓駒吉。

右訴訟人市太郎外壹人奉申上候、私共村々御田地用水組合、中野村、船町村、江俣村、内表村、陣場村、同新田、吉野宿村、鮎洗村、八ヶ村之内、水野大監物様御領分羽州村山郡内表村組合村ニ而同意ニ御座候得共、御同家様御領内江相掛候一件、遠慮旨申ニ付相除、残七ヶ村御願奉申上候儀ハ、右八ヶ村御高合壹萬貳千叄百貳拾九石六斗三升余、其外山形諸寺院

御朱印地、并町村御高内之御田地飛地も多分伏居、右一軸之御田地用水、同州同郡馬見崎川通、右水野大監物様御領分小白川地内、宇平河原より分水八ヶ郷堰と唱、往古より御田地用水引來候處、同村地内より山形御城下六日町迄之内、右堰縁之河原地大石小石取除、畑地を仕出し差廣ケ置候、畑地之内北窪之場所、近年追々田形ニ引直し、八ヶ郷用水堰袋切破引水いたし、元來右堰筋地高堰縁切崩し候得は、忽及落水候場所は、河原地故洩水全ク消水ニ相成、八ヶ村用水相減及難澁候ニ付、兼而御締向願上度相談仕候得共、手重之儀恐入猶豫罷在候處、彌水不足仕耕作差支出穂實取薄、追々御收納辻ニも相響候様罷成、且百姓手元は潤助無之、追年差迫り及困窮、

尤年々堰浚之儀、村毎支配領主江申立出役請、地元水野大監物様御役人中御立會、御一同御見分之節は、堰縁切破候口々無之様仕成置、御見分相濟其後ニ至り、手遠之八ヶ村防方不行届儀を見掠又々堰縁切破、去々丑年春は大旱魃之折柄、水上ニ而通水新田江切落、流水一切無之春水ニも差支、御田地養ひは尙又不行届、八ヶ村大凶作仕、右堰筋之儀ハ、往古より八ヶ村組合御田地用水ニ限り、大塙之耕地江細々引水、御田地相續仕難澁勝之處、堰袋破し落水被致候而是、御田地相續難出來、無據村々領主江申立、以添翰を松永善之助、柴橋御役所江願上、御一手より御添翰申請、同支配所中野村名主市太郎七ヶ村惣代ニ而、水野大監物様山形御役場江前書之次第去寅三月中願立候處、數日御沙汰無之旱魃旱割之田面植付之時節ニ差掛り用水絶、一同相歎小前騒立、其段追々申立候處、五月下旬ニ至り右堰縁田面之儀は、名寄帳江引合有來之場所ニ付、引水難差留旨被申聞驚入、就而是右地主共ニ引合度段申立候處、地主共ニ拘り無之旨、御役場ニ而御引請願書御差戻、御返翰ニ相成難心得は候得共、致方無之歸村一同相談仕候處、向々支配領主江場所御見分相願、御立會御調ニ相成候は、地主共も相分り可申與存、場所御見分願立、御料私領山形御役人中ニも、御立會堰筋御見分之上、地主共御糺双方御呼出ニ付、私共地主共江引合候は、素河原地之場所、畑方ニ起立候畑地之内、近年追々田形ニ仕直シ、八ヶ郷用水堰時々切破、引水いむし理不盡之至り、然ニ有來之田面坏と申立候趣不得其意、右石河原堀起候節、田面之開發ニ候ハ、其節聊捨置不申、全畑地起立故差支無之、左候得は初發より取巧八ヶ村を欺、一旦畑地ニ起置時宜を計ひ候哉、年々向々御役人中御立會堰凌之節は、右引水之口々堅取塞、通水無滞様致置取隠候始末、其外引合候處相手方ニ而、田面之儀は有來候田方ニ而、

引水之儀八ヶ郷堰カ取不申、領内六日町堰カ引入候儀、八ヶ郷堰ニ而可差綺筋、無之坏と不當之申分、尤山形御領内小白川村カ六日町通り、下條町迄通水御座候得共、往古カ八ヶ郷用水堰ニ而年々堰浚之儀も支配領主役人罷出、山形御役場カも御出役御立會、馬見崎川分水口カ下條町迄、八ヶ郷用水堰通水無滞、浚普請出來榮之御届書江、山形御役人御見届之上、奥書御調印も年々有之候儀は、堰緣之地主辨も可有之、全堰浚等之節は堰緣切破、亂妨之仕成を取隱、差塞候得は通水無滞、其都度向々御役人中、御見分眼前ニ御座候、猶又六日町御高地江水掛り一切無之、堰筋六日町堰與申立候儀、以手之外之儀ニ御座候、新田多少開發與申儀は、不容易儀與承知罷在候處、自己勝手儘石河原起立之田畠ヲ田形ニ引直し、盜水いたし不法仕成、且文政度大洪水之砌、馬見崎川分水八ヶ郷堰筋相埋、高岡ニ相成流水絶難澁之其節、八ヶ郷村困窮之中、數百人宛之人足日々罷出、向々御出役并山形御役人御立會請、右損所掘立大造成普請之物入、其節は勿論、年々堰浚之節、多數之人足其外向々御出役始、山形御出役并同所町人とも、諸賄迄前々八ヶ村入用手限之外、何方カも人足壹人壹錢、申請候儀一切無之、然ニ堰緣ニ田面有來候用水ニ候ハ、地主共カ諸普請は勿論、年々堰浚人足雜費等、割請も可有之筈之處、右様之儀決而無之、是等仕細々八ニ而隠田明白ニ御座候、八ヶ郷用水揚口カ三里余も有之、右堰水ヲ以丹誠ケ村大場之御田地相養ひ罷在候、用水堰時々切破り、剰去夏中山形御役場カ、右田面之場所江引水差留候儀、不相成趣被申渡候後は、十分ニ堰緣數ヶ所切、開落水致候ニ付、漸時も難捨置歎息罷在候處、山形柏山寺大龍寺見聞寺三ヶ寺は、八ヶ村難澁を相辨、右堰緣江所持田面不殘烟地ニ致吳候得共、其外相手者種々取巧、既ニ去六月中旬ニ、御立會堰筋御調之節、名寄帳寫町村御訴訟奉申上候、何卒以

ト差上候書面、并場所繪圖支配領主出役江、山形御役人中カ相迫り候分、相願披見仕候處、名寄帳カ相違も有之間敷哉ニ候得共、全字畝斗代場所違之調ニ而、町村地主名主共、馴合取揆候儀顯然ニ御座候、專稱寺龍門寺ニ而、河原地引起候畠地之隠田、

御朱印地又は境內地坏與申紛、場所不相當之偽申募候ニ付、不得止事奉出訴候外無御座儀與奉存候、折柄曖人立入種々掛合中、相手方ニ而、田面之内、貳分通畠地ニ可致趣申之候得共、假令八分通畠地ニ引直候共、聊洩水有之候而、素々河原地ニ而引水地底江染入清水ニ相成、夏分用水最中堰水相絶候は、眼前之儀ニ付相斷破談に相成、其後柴橋於御役所御公訴之儀は、御手重之儀、且因窮之村々出訴難澁之儀、厚御利解も御座候得共、八ヶ郷村々耕地一圍之用水堰緣追々數ヶ所切破、地窪之河原地江落水被致候而、逆も大場之御田地相續、不行立段申立候處、猶又山形御役場江度々御掛合被成下候得とも、濟寄不相整去十一月中、御手切之趣被申渡候、左候逆此儘捨置候而、村々大高之御田地相續難行立必至與難澁至極仕候間無是非今般御訴訟奉申上候、何卒以

御慈悲、相手者共銘々召出、前書八ヶ郷用水堰亂妨ニ切破、勝手儘ニ河原地江新田開發仕候始末、逸々御吟味被成下、以來堰緣之田面元形ニ相復、通水差障ニ不相成、八ヶ村御田地無難ニ相續相成候様、被仰付被成下置度奉願上候以上、

松永善之助當分御預所、

秋元但馬守領分、

織田兵部少輔領分、

羽州村山郡

中野村

堀田備中守領分

同州同郡

船町村

吉野宿村

江俣村

陣場新田

阿部播磨守

領分

秋元但馬守

同州同郡

鮎洗村

右村々惣代

右中野村

善之助御預所分

安政二卯年二月訴訟人名主市太郎

備中守領分

右陣場村

同名主武左衛門

御奉行所様

筑後

伊豫御判

御用方無加印

御用方無加印

御用方無加印

御用方無加印

御用方無加印

御用方無加印

土佐

播磨御判

河内

長門全

如斯日安差上候間致返答書來ル四月廿五日評定所江罷出可對決若於不參ハ可爲越度者也

加賀御判

御用方無加印

御用方無加印

御用方無加印

御用方無加印

御用方無加印

御用方無加印

御用方無加印

伊豫御判

御用方無加印

御用方無加印

長門全

豊前全
務全

攝津全

羽州村山郡山形

寺町

專稱寺

七右衛門

右專稱寺地內

源右衛門

皆川町、龍門寺

旅籠町

茂左衛門

喜惣治

小平治

北肴町、

久太郎

七日町、

三郎兵衛

元豊

勘四郎

地藏町、

嘉右衛門

同州同郡、

小白川村、

兵助

治郎兵衛

双月村、

駒吉

右五人組

組頭主

乍恐以書付御届奉申上候。

兼而奉願上候、八ヶ郷用水堰一件出訴之儀、組合八ヶ村之内内表村相除、残七ヶ村願惣代柴橋

村附中野村名主市太郎、柏倉附陣場村名主武左衛門、差添同所附江俣村名主長左衛門、當正月中柴橋柏倉御兩所より、御添翰頂戴出訴仕、右兩御屋敷様江、其筋御差出願上候處、御勘定御奉行本多加賀守様江御差出ニ相成、追々御糺之上願之通目安被仰付、來ル四月廿五日御召出之御尊判頂戴、當十四日歸村仕、同十六日山形相手方江、相渡可申與持參仕候處、難澁出入と申目安ニ而は、請取兼候旨斷ニ御座候間、無余儀引取其段柴橋御役所江相届候處、山形御役場江御引合相成、相手之者共心得違之段、一同恐入候趣ニ而誤一札差出候間、當月廿日暮方相渡申候、依之訴狀寫相添、此段以書付御届奉申上候、以上。

卯三月、

鮎洗村、

百姓代、治兵衛、

同村、

組頭、文威、

山野邊、

御役所、

口上、

八ヶ郷用水堰一件御訴訟申上候處、

御尊判被下置難有頂戴、三月十四日歸村仕、同十六日山形江持參いたし、相手方江可相渡旨誤一札引替ニ相渡申一札左之通、

差出申一札之事、

今般貴殿方より私共相手取難澁出入、御奉行所本多加賀様、被成御訴訟、御尊判頂戴、去ル十六日可相付趣御案内ニ付、旅籠町小平治宅ニ、一同拜見可仕旨及御報候處、則十六日同町又兵衛方江御出張被成、請書引替御渡可被成ニ付、認置候様右之下書御渡之處、公事名難澁出入與有之、右様ニ而は難差出用水出入與相直シ、下書江致掛紙及御断候ニ付、大切之御尊判拜見日限及延引候段、今更奉恐入候、隨而是御請書ニ付、違亂之儀申間敷候、御判物拜見奉願度旨申入候處、納得ニ付今廿日拜見ニ相成、一同忝奉存候、依而連印ヲ以一札差上申候如件、

小白川村惣代兼、

名主、治郎兵衛、印

地藏町同、

七日町同、

檢斷、勘四郎、全

旅籠町同、

檢斷、勘四郎、全

專稱寺役人、

長岡彌一郎、全

龍門寺役人、

齋藤吉兵衛、全

中野村、

御名主、

市太郎殿、

陣塲村、

御名主、

武左衛門殿、

差上申濟口證文之事、

松永善之助當分御預所、羽乃村山郡中野村名主市太郎外壹人、水野大監物領分、同州同郡山形寺町專稱寺朗隨外十四人相手取、難澁出入申立、當二月中本多加賀守様江奉出訴、當廿五日御差日、御尊判頂戴相附候處、御差日以前於國元示談相整、內濟仕候趣意左ニ奉申上候。

一右訴訟人市太郎外壹人申立候、私共村々御田地用水組合、中野村船町村内表村陣塲村同新田吉野宿村鮎洗村江保村、八ヶ村、御高合壹萬貳千三百貳拾九石六斗余、其外山形諸寺院御朱印地、并町村御高内之御田地飛地多分伏居、右一件之御田地用水、同郡馬見崎川通水野大監物様御領分、小白川村地内字平河原、分水八ヶ郷堰と唱ヒ、往古より御田地用水一方ニ引來

候處、同村地内より山形六日町迄之内、右堰縁之河原地、畑方ニ起立差廣置候、畑地之内地窪之場所、追々田形ニ引直、右用水堰切破引水いさし、元來堰筋地高之堰縁切崩候へは、忽及落水候場所は、河原地故洩水全消水ニ相成、八ヶ村用水相減、大場之御田地相續難相成、無據村々領主役場江申立、尤右内表村は組合村ニ而同意ニは候得共、水野大監物様御領分江相掛候一件、遠慮之旨ニ付相除、残七ヶ村惣代として、松永善之助柴橋御役所御一手より御添輸請御預り所中野村名主市太郎、水野大監物様山形御役所江去、寅三月中願出候處、右堰縁御田地之儀は、名寄帳江引合有來之場所ニ付、引水差留かゞく趣ニ而、願書御差戻しニ相成、致方無之歸村之上致相談、支配領主役場江場所御見分相願、山形御役人中ニも御立會有之、地主共も一同罷出候ニ付、堰縁畠地之内追々田形ニ仕直、八ヶ郷用水堰切破致引水候始末及掛合候處、相手方ニ而申聞候は、有來之古田ニ而引水之儀は、八ヶ郷堰より引入候儀、八ヶ郷ニ而可差綺筋無之抔申聞、且又場所繪圖、并名寄帳書抜差出候得共、名主地主馴合字畠斗代場所違之調ニ而右堰筋は八ヶ郷用水堰ニ而、往古より洪水及數度、就中文政度大洪水之砌、分水口高岡ニ相成大普請、猶又年々堰浚之義も、支配領主役人、并山形御出役御立合請、堰浚人足は勿論諸入用共、前々より八ヶ村手限之外、何方とも手傳等申請候義一切無之、年々八ヶ郷堰浚出來榮之御届書江、山形御役人御見届與書御調印も有之候義ヲ、六日町堰より申立候儀、以之外之儀と有之、且又膺水路揚口より八ヶ村江三里余も相隔、右堰水ヲ以丹誠仕、細々大場之御田地相養罷在候、用水堰切破引水被致候而ハ、素々河原地故洩水地底へ染入、消水ニ相成夏分用水肝要之時節、堰水相絶迫も大場之御田地相續難相成、難澁至極之旨其外品々訴上、且相手ニ而は訴訟

方申立悉相違之訴ニ而私共銘々進退罷在候用、水縁田方之儀は、御朱印地も多分有之全古田ニ無相違其證據は御水帳并夕寄帳ニも顯然致居然ルを品々訴狀江書飭候段何分難心得且訴訟方村々江相掛候用、水堰筋同村々ニ而は八ヶ堰と唱ヒ候趣ニ候得共右は其村々限之唱方ニ而私共田方江引水候用水堰之儀は、全六日町堰ニ無相違既ニ此儀も顯然證據も有之然ルを訴訟方之者共勝手儘取計候旨申之其外品々申立彼是申爭候處御差日已前方國許扱人立入掛合之上熱談相整候趣意は、小白川村地内六日町迄堰縁之田面江引水八ヶ郷村々難澁之次第地主勘辨ヲ以不殘畑地ニ引直右田所惣立附凡米九拾俵田畑成損分當卯之暮カ永年米三拾俵宛八ヶ郷村々惣代として江俣郷御藏惣代地主江年々相送り普請料金貳拾両手傳尤兩三年は畑作不引立ニ付當暮已年迄三ヶ年之間外米六拾俵ツ前同様江俣村郷藏惣代差送双方相續ニ至り田畑成ニ相成候上は堰浚相休ミ大破之節は山形御役場江も願上可申告取極メ双方無申分熟談内済仕偏ニ御威光と難有仕合ニ奉存候然上は右一件ニ付重而双方より御願筋毛頭無御座候依之爲後證連印済口差上申處如件

安政二卯年四月廿五日

松永善之助當分御預り所

秋元但馬守

領分

織田兵部少輔

羽州村山郡

堀田備中守領分

中野村

同昌同郡

船町村

陣場村

同新田

吉野宿村

江俣村

領分

秋元但馬守

同州同郡

鮎洗村

右村々惣代

右中野村

松永善之助御預り所分

名主市太郎煩ニ付

訴訟人

備中守様領分

組頭、忠治郎
右、陣場村

同断、名主、武左衛門

水野大監物様領分

同州同郡山形寺町

御朱印地

淨土真宗
事稱寺

朝隨煩二付代

同寺家來

長岡彌一郎

相手

御朱印地

青洞宗
龍門寺

雄音煩二付代

同寺役借

清龍寺

壽山

皆川町

喜惣治

百姓、茂左衛門

全

名主、小平治

百姓、久太郎

北看町

七日町

同、三郎兵衛

百姓、喜元

百姓、勘次郎

寺町

百姓、七右衛門

地藏町

名主、嘉右衛門

右專稱寺地内

百姓、源右衛門

同領分

同州同郡小白川村

百姓 兵助

土屋采女正領分

名主 治郎兵衛

同州同郡双月村

百姓 駒吉

右惣代兼

右 茂左衛門

御評定所

一山形相手方より差出候書付左ニ

乍恐以書附奉申上候

六日町堰通り田方畠地ニ引直シ、一件事濟ミ相成候處、猶又今般右堰筋手厚ニ普請致し度、就而は小白川地内天神裏水門上ノ方江石留ニ而前々より水流レ有之、右落水無之様新規水門二ヶ所補理、平常洩水無之様バ切置、出水之節は引明ケ爲水吐候は、水害も無之間取立申度旨、七ヶ郷より相願候趣、御掛合有之候由ニテ、其旨被仰聞候ニ付、私共評議仕候處、馬見ヶ崎之儀は荒川ニテ、是迄出水之節者防方難及人力、右水門上バ切之場所押流シ、其外急破出來候之義は度々有之、既ニ先年水門をも押破、水下田畠者勿論、御城下町々迄も破損仕候之儀も有之、然る

處右水流し相止、水門より水抜候而是、逆茂急水吐切申間敷、左ル時着七日町堰筋江途水押込、如何様之水災ニ而難澁仕候儀も難計、旁不安心ニ奉存候間、新規水門取立之義者、一切無之様仕度旨申上候處、猶又被仰聞候者、右様水害之義不安心とは可存候得共、八ヶ郷村々より頼置候堰守り茂有之、右之者晝夜ニ不限相廻り、若出水等可有之と存候得は、早速右水門戸前被拂候得は、子細も有之間敷、右様洩水有之候而是、八ヶ郷村々田方相渾ニも拘り候由ニ付、難澁之趣をも勘辨いさし見候様、其外品々御利解被仰聞候ニ付、寺院町々役人共、并小白川村重立候百姓共談判仕候得共、何分新規之儀ニ有之、水門補理候時者、御城下町々迄も、破損仕候義無例事ニも無之、八ヶ郷村々ニおるては、水災無之見詰も有之歟者不存候得共、私共ニおるてハ水害無之見詰も無御座候ニ付、何卒右取立之義無之様、八ヶ郷村江被仰渡候様、御掛合被下度奉存候、此段以書付奉申上候、以上。

小白川村惣代

名主 江口治郎兵衛

地藏町惣代

檢斷 長沼嘉右衛門

皆川町惣代

全 齋藤甚右衛門

小橋町惣代

全 勘助

歩町惣代、

全、黒木彌七、

下條町惣代、

全、佐々木長右衛門、

北看町惣代、

全、梅津清次郎、

四日町惣代、

全、大瀧市郎治、

鍛冶町惣代、

全、妻沼幸四郎、

六日町惣代、

全、孫八、

七日町惣代、

全、大沼勘四郎、

旅籠町惣代、

全、後藤小平治、

全、

長岡彌一郎、

島與一兵衛殿、

石川貢之助殿、

乍恐以書付奉願上候。

私共村々組合用水八ヶ郷堰筋所々損所手堅普請仕度奉願上候處今般御向々様御立會御見分被成下難有仕合奉存候然ル處右損所之内小白川村天神裏ニ先々より水門貳ヶ所補理置右水門際ニ水外し石留ニ而有之場所近く欠崩場廣く相成多分之洩水ニ而渴水之砌過半落水相成候ニ付右之場所江水門補理大雨水害之折ハ小白川村江堰守も立置候事故水門戸前早速爲取拂候ハ敢而隣リニも相成間鋪と奉存其段御見分先ニおるて奉願上候處山形御出役様江御掛合被成下候處右水門補理候は新規之儀殊ニ急破之節は水下田畑は勿論町々逆水押出可申ニ付取立無之様仕度旨寺院町村より申立候段逸々被仰渡承知奉畏候右者前奉申上候通近く欠崩場廣ニ相成石留坏ニ而ハ洩水不足無余儀奉願上候儀ニ御座候處水門新規之義ニ而迷惑ニ御座候ハ任其意見合可申左候逆其儘差置候而是御田地相續ニ相拘難澁至極仕候間右水外し之貳ヶ所ハ手輕ニ土俵留ニ而も仕破損之度私共村々人足を以繕置候様可仕候依之右之段猶又御掛合被下置度奉願上候右願之通被仰付被下置候ハ一同難有仕合奉存候以上

天童領、

中野村、

喜右衛門、
内々甚喜

卯七月、

太郎昌七、
白四郎孫、

太兵衛作、

漆山領、

中野村、

太兵衛

同、

鮎洗村、

太兵衛儀

山野邊領、

鮎洗村、

太兵衛文

柏倉領、

太兵衛平

新田、

傳四郎

吉野宿村、

利兵衛

江俣村、

彦作

陣場村、

武左衛門

船町村、

孫市

柴橋御支配所、

市太郎

松永善之助様御手代、

柴橋御出役、

小山太郎一樣、

一、山形相手、形々差出候書付左二、

乍恐奉申上候、

六日町堰筋一件先般内熟相成、訴答場所見分いたし、何ニ申分無之趣候處、今般向々御役場江願上、御出張之上右堰筋普請致度旨、願上候旨を以御掛合有之趣被仰聞候、就而ハ種々御利解御座候得共、一件内熟申示談手續も有之候ニ付、何乞ニも下之方對談仕候之上ニ而、今日御利解之趣御請申上度候ニ付、訴訟方々對談之義被仰付被下置候様、向々御役人中様江被仰述被下置候様仕度奉存候、以上。

小白川村

名主 江口次郎兵衛

地藏町

檢斷 長沼嘉右衛門

卯七月十日 七日町

全 大沼勘四郎

旅籠町

全 後藤小平治

專稱寺

役人 羽角 藤藏

同斷

全 長岡彌一郎

龍門寺

全 蒼藤吉兵衛

島 與一兵衛殿

石川 貢之助殿

爲取替申議定書之事。

小白川村地内六日町迄、堰縫田所之分熟談之上、八ヶ郷より越意相立、田地ニ引直し右場所江以前引水之口々差塞候處、手薄之場所茂有之、其外分水口迄所々損所有之候間、八ヶ郷村々ニ而手堅普請仕度、向々様江奉願上候處、今般御立會御見分被下成候處、前書引水之口々は、地主差塞普請致置候儀ニ付、右之内手薄之場所有之分は、八ヶ郷村役人地元町村役人立會、地主再普請致、已來當四月中、

御評定所江奉差上候濟口證文之通、相心得双方熟談之上議定左之通。

一小白川村地内水門際水吐貳ヶ所之儀、洩水有之候而八ヶ郷難澁ニ付、平水ニ而落水無之、出水之節は押水候様留置、右普請之儀は山形町村人足ニ而致可申事。

但普請之節、八ヶ郷村役人立會可申事。

一堰筋水不足之節、或は見廻り爲水揚分水口迄、八ヶ郷人足凡拾六人、晝夜ニ不限相登り、水行無滞様可致事。

但町裏通路之節は先々之通、山形御役場より御渡之御鑑札を以、木戸有之場所、家主江斗り断通路可致事。

一堰筋八ヶ郷埃流シ儀は、其時々通路町々役元江可及断事。

但町裏通路之節は右同斷。

右之通議定連印證文爲取替置候處如件。

松永善之助當分御預所

羽州村山郡、

中野村、

安政二乙卯年七月、

名主、市太郎、

秋元但馬守領分、

同村、

役人惣代、

織田兵部少輔領分、

名主、太兵衛、

同村、

役人惣代、

名主、甚内、

名主、孫四郎、

喜右衛門、

太郎七、

全、

作兵衛、

堀田備中守領分、

全、昌作、

同郡、

船町村、

役人惣代、

名主、孫市、

陣場村、

役人惣代、

名主、武左衛門、

同新田、

役人惣代、

名主、傳四郎、

吉野宿村、

役人惣代、

名主、利兵衛、

江俣村、

役人惣代、

名主、彦作

阿部播磨守領分、

同 郡、

鮎洗村、

役人惣代、

秋元但馬守領分、

同 村、

役人惣代、

名主、文 平、

水野大監物領分、

同 郡、

内表村、

役人惣代、

名主、久 兵 衛、

同領分、

山形寺町、

御朱印地、

淨土真宗、
專稱寺家來、

長岡彌一郎、

同皆川町、

御朱印地、

曹洞宗、

龍門寺家來、

齋藤吉兵衛

同 町、

役人惣代、

名主、甚右衛門、

旅籠町、

專稱寺町、

七日町出作人、

右、

旅籠町、

百姓、茂左衛門、

七日町出作人、

旅籠町、

百姓、喜惣治、

同町、

役人惣代、

名主、小平治、

專稱寺町、

七日町出作人、

北看町、

百姓、久太郎、

同町、

役人惣代、

名主、清治郎、

七日町、

百姓、三郎兵衛、

同町、

百姓ニ而醫師、元豈、

同町、

役人惣代、

名主、勘四郎、

專稱寺町出作人、

專稱寺地内、

百姓、源右衛門、

同町兼帶、

地藏町、

役人惣代、

名主、嘉右衛門、

小白川村、

百姓、兵助、

同村、

役人惣代、

名主、治郎兵衛、

同村出作人、

百姓、七右衛門、

同村出作人、

土屋采女正領分、

同郡、双月村、百姓、駒吉

水野大監物領分、同郡

六日町、役人惣代、

名主、孫八

鍛冶町、

役人惣代、名主、幸四郎

四日町、

役人惣代、名主、市郎治

歩町、

役人惣代、名主、彌七

下條町、

役人惣代、全長右衛門

小橋町、

役人惣代、助勘

前書之通議定書爲取替仕候ニ付、此段寫を以奉申上候、以上。

勘助	助	長右衛門	彌七	市郎治
孫八	駒吉	七右衛門	治郎兵衛	幸四郎
嘉右衛門	源右衛門	勘四郎	兵助	
清治郎	久太郎	小平治	三郎兵衛	
甚右衛門	齋藤吉兵衛	喜惣治	茂左衛門	
文平	彦作	利兵衛	儀八	
孫市	作兵衛	昌作	武左衛門	
孫四郎	甚内	太兵衛	喜右衛門	

松永善之助様御手代、柴橋御出役、

堀田備中守様御内、小山太郎一殿、

柏倉御出役、

志田三十郎殿、

阿部播磨守様御内、

山野邊御出役、

秋元但馬守様御内、

宮川小三郎殿、

漆山御出役、

藤野逸平殿、

水野大監物様御内、

山形御出役、

島與一兵衛殿、

石川貢之助殿、

織田兵部少輔御内、

天童御出役、

芦野友八殿、

同年四月、土屋寅直、家老鈴木内匠、郡奉行藤井縫右衛門ヲシテ、北目村以下所領ヲ巡村セシメ、仍テ元文中先代頒示ノ覺書ヲ頒チ、請書ヲ徵セシム。

〔奈良澤村文書〕

被仰渡書御請書、
覺、

一農業を不怠法度をそむかず、名主組頭の掟ニたかふへからず、おこりかましき儀不致、衣服の花美を好ず、龜服を用ふへし。

一人の子として親よ孝行を盡し、父母の心よ聊も背く事なく、父母は子をいつくしみ教ふべし、弟妹たるものは兄姉を尊ひ敬ひ、兄姉は弟妹扶憐み導くへし、召仕ゐるものハ、壹期半期の男女小兒たりとも、不便を加へ情をかけてちかふべし、召つかるゝ下人も、主人を親とひとしくおもへ、心を盡し奉公し、主の恩を不可忘、夫ハ妻をめくみ、妻ハ夫を主親の如く大切よおもへ、舅姑あらハ孝行を盡し、少茂心よさからふべからば、舅姑も嫁を實の娘の如くいつくしみ乞けへたてあるへからず候、惣して村中ハ相互よ中よくし、吉凶よもねんあろよおとつれたふへし、何事もいつわりなく、誠を以て出合へし、若シ村の中ニ主親よ孝行を盡しもの有之か、兄姉を甚敬ひ尊ひ候もの有之か、舅姑よ格別孝行なる嫁有之か、惣百姓數年の事及見聞、村々手本よあるべき人あらば、名主組頭支配の代官へ可訴出候。

一名主組頭身持をたしあみ、其村の手本となるべしと可心懸、老たるものハ若をいましめ教ひ、若者は老たるもの助けて、互に力を合せて渡世モベし、都て老若よかきらば、身持あしきもの有之ハ、名主組頭相談之上異見を加ふべし、異見二度よ及ても不用族は、惣百姓相談して名主組頭へ可訴出、名主組頭身持よろしからざるもの有之ハ、年老たる百姓申談意見を加ふべし、再三之意見不用時ハ、近村之名主等相頼ミ意見を加へ可申、其の上よも不用候ハ、支配の

代官江可訴出候。

右之書付村々役人江申渡、毎月惣百姓男女并下女下男等迄不洩様爲讀聞可申旨被仰出候、毎月不怠爲讀聞可申者也。

右御書付壹通、元文三年午年

御先代様厚思召を以て、御領分中惣百姓江被仰渡、其後も同様被仰渡有之事ニ付、此度當御領地始て、巡村見分之儀被仰付、御下ニ付申渡候、一同難有相心得堅く可相守候、右被仰渡候越一同難有承知奉畏候、依之御請書奉差上候以上。

御領分、

羽畠村山郡、

奈良澤村、

安政貳卯年四月、

百姓代、金吉

組頭、彌惣治

全、重四郎

全、庄次郎

名主、菱沿甚平

北目

御役所、

右之趣被爲御讀聞、小前一同難有承知奉畏候、依之村中不殘連印仕堅く相守可申候以上、安政貳卯年十月、

五人組、久吉

全、助三郎

全、藤次郎

全、五兵衛

全、金七

仗、七

(惣百姓連印省署)

御家老鈴木内匠様、

御奉行藤井縫右衛門様、

御上下貳拾八人ニ而四月十六日御巡村罷在候、

同年六月、堀田正倫、領内村吏小前ト葛藤頻發セルヲ以テ、村吏進退法ヲ布達シ、請書ヲ徵集セシム。

〔採訪史料〕

奉差上御請書之事、

今般村々一同江被仰渡之趣左之通、

一村々役人進退之儀ニ付、兎角近頃故障等出來、御厄介ニ相成候村方有之、右は村役人勤方等閑、

小前之者共我儘勝手之筋有之故之事ニ候、名主は長役之儀、別而大切之事故、辨別正路之者ヲ見立、尤年數不相勤候而是、御用向は勿論村方之世話も、自ら不行届一村不爲ニ相成候處、兎角小前之勝手ニ相成候者ヲ見立、諸上納物立替を頼、終ニは手薄之者身帶衰ひ、役義も相勤兼候様相成、又は聊成事を彼是と小前ニ而申立、村方混雜爲及最初、村方見立の不行届も不顧、剩名主兼帶等之内願いさし候村方抔有之、以外成事ニ候、兼帶名主之義は、實ニ不得止事差支之子細有之節之儀、容易ニ兼帶申付候筋ニ無之、且外村も兼帶請候而是、村方爲筋ニ不相成候、依之三役人共實躰ニ而、成丈ケ年數相勤り候者を見立可申候、已後進退之儀、村中一同疎ニ存間敷候事。

一名主之進退之儀は文化十二亥年二月中申渡、一村限請書差出候通彌以堅相守心得達無之様可致事。

一組頭百姓代退役之義、進退共一度ニ取究、願書差出候處、右退役人格別御用辨之者歟、又は退役爲致候而是、差支之筋等有之節、退役差留候得は、於村内後役ニ取究候者江、彼是斟酌等有之旨申立、無據退役爲致候様相成、右様ニ而は村方不爲ニも相成候儀ニ付、以來は進退共一度ニ不取究、先退役之者村方相談之上、願書差出得差圖候上、後役取究願書差出可申事。

一前件之退役義相勤り可申人物ヲ見立、入札也頼合也、其村方仕來之通可取計、依怙最負等を以我儘勝手之取計有之候ハ、假令入札之上高札たり共、願書容易ニ取上不申候事。

一村々之内役儀相好候者有之、脇も手を廻し、村役人江難題故障等申掛、或は張札等を致し、退役爲致候事坏有之哉之沙汰も相聞得、不埒至極之事ニ候、若右様之類於有之は、急度遂穿鑿可訴

出候事。

右之通相心得進退願取計可申候、尤右之趣村中小前之者江不洩様申聞、急度相守候様被仰渡承知奉畏候、依之村中連印御請書奉差上候處如件。

安政貳乙卯年六月、

何 村、

百姓不殘印、

村役人印、

柏倉、

御役所、

同年八月、堀田正倫、農家奢侈ヲ憂ヒ、教示書ヲ領内郷村ニ頒ツ

〔畠谷村文書〕

近來在中困究ニなり候事、世上一帯とは乍申、畢竟百姓共物每おこり、無用之物入多く、風儀も未熟ニ成、農業よも怠り候故之儀、おこりは困究之基ニ候、去る辰去々已兩年之不熟にて、村々夫喰にも差支候様ニなり候事、天よりにくしみにて、百姓共のおこりを戒め給ふ道理ニ可有之候、村々大小之百姓共、天道をおそれ農業に精を入、日用の衣食等に儉約を用へ、年貢諸役をよく済し、米一粒も危略に致さず、雜穀野菜ニ至迄、凶年之夫食貯ひ候様ニ心掛候は、おのづから天之心にも叶、五穀も實のり可申候、去々年中殿様は思召を以、御家中一統嚴敷、儉約之以定被仰出候ニ付、此度御領分村々へも、別紙控書被

仰出候間、村々名主宅へ掛札ニ致し置、毎年早春手代廻村之節、名主宅へ惣百姓呼寄一々讀聞せ、名主組頭百姓代并長百姓より小前之者江、常々失念無之様申聞、永々堅可相守可申候、若此撻を背き奢もの有之者、急度被仰付候間、村役人共より早々、役所へ可訴出候、右之趣殿様御思召被成、村々百姓共へ被仰出候條、江戸表よりの御下知ニ依而廻村致し申渡候間、御趣意厚相心得急度可相守者也。

安政二乙卯年八月、

村々江教示書下、

嗚呼甚し、世の日々に侈靡に走る、時勢の爲す處不可止哉、上節儉の政を明にし、制度詳かなると雖も、農民其意を知らず、驕奢の風日推し月移り、弊風深く染て、其制法守るおとな能はさるか如し、儉約を尚ひ財用を節せされば、疲勞茲に極らんゆへ、其舊染を滌き儉素に歸せしめ、其基を厚くせんとす、因て農業全書に引く處の王制の法に従ひ、先づ富民の家政を一新なし、勸農講を企て驕惰の弊を革め、汎濫の勢をとゝめ、質素淳朴にして其風貧民に及すへし、夫驕惰の原は皆居所衣服飲食之節ならざるに起る、此禁制を立るは、世俗の私情に任せしめず、人々破家亡身の基を生せしめさらん爲也、苟も勸農の道に志あらん者は、各々其分を守り、天道を恐れ身を修め、儉を守り用を節すへし、凡太平の世の勞は、年々に萬つの事必ず華美に赴きて、奢り費多くなりても行くものなれば、儉約を旨として行はすして、只其儘にて俗に流れ時に移り、世の成行に任せぬれば、儉約の道立す、人々困窮して家を保ち難く、後には必ず子孫の憂に至るへし、土風人情を心付て見るに、遊樂を好み酒色に耽り、夫故に身代を持崩し候者も

有之候得共、左様も無之不如意に相成候者も儘有之候、第一には風俗年々花奢にのみ成行、衣食住に善美を盡すを以譽れどすなれば、日々の費多く救急の計に心かくる者少なし、花麗の風は大方は富家の者より起り候、夫を小百姓之者見習へ聞及候て、段々と積り申候故、何事も分限より結構に罷成候、節儉は守り難く、驕奢は移り易きは、世人の常情にして陥溺を知らず、或は誤りて世の奢侈花麗を見て、盛事をする者あり、儉素は事の費をいとひ怠らざる也、物事つゝまやかに奢をとゝめて、無益なる費をせざる事、和漢之を善道と申也、天下の庶人儉を第一の徳とす、程々に順ひてつゝまやかに守れば、親戚友達を助け易く、積善の余慶子孫ニ傳ふへし、儉約之義は素より難く、相守惡き旨度々油斷なく申渡事に候得共、時勢故に候や頻りに奢侈に赴き、人々覺へず知らず、食物屋作りもろゝの器物衣服、小兒の飾りに及ふ迄男女共、分限々過て甚た美麗を致し、自から家費足らはず、風俗あしく成行によし相聞へ候、向後質素に罷成候様鄉長頭立たる者共能く相心得、實情を以速に申談、花麗の振舞相止候様いたし候は、御趣意相立可申上存候、家を富し業に進むの基、急を救ひ災患を防ぐの備、人々儉を守り業を勤る處、財用自ら大道あり、之を爲るものは疾く、之を用る者舒なればと云へり、家々新なる儉約の法を立るノに、田自分の守りを第一とする也、儉約の行はれ候も行れさるも、主人たる者實不實に之ありと云、儉約の仕方は只々我身堪忍して不自由するにあり、朝夕飲食の奉養を輕くして、萬事を慎み身をは労勤すへし、然るに常人の情少しく安息を得れば、輒く驕奢に走り、一身の上一切の安樂をのみ願申ものにて、上もなく尊き農家の本業を忘れて、年に一度の惣初にも、終ニ鍛鎌を手に取りたる事の、覺なきと申如くなる者も有之哉、遊惰にして

農業を厭ひ、富商の体にならへ奢侈を覺ひ、風俗兎角懦弱になり、年來美服を着用仕來、銘々龜食をきらへ、衣服を快く仕度筈には候へ共、身代を持こたへ不申時は、先祖へ對し申譯も無之、子孫に對し傳ふへき言葉も無く、世の面目を失ひ莫大の耻辱ならずや、節儉の道理をよく辨へ、先祖の勤勞を思へ、子孫の安穩を慮り、己れを顧て國法家法を相守るへし、家を治るに四の教育、生れ得て實儀深く、善く勤る者も多かるへけれとも、若き人には別てつゝまやかな事を知せたるりよし、一には家業をよく勤む、二には儉約にして財用を足す、三には慎みて我身を保つ、四には恕にして人を愛す、總て質朴なるは其家風も厚く、奥床しく見ゆる者也、世俗正月三ヶ日の其外、おせちと云煮ものにて、平日奢れるり家にても、此時の料理に限り、多くは野菜田作などの、なまくさをもて祝儀とするあり、富貴にしても初めを忘れざる爲なるへし、本を忘れぬれば天恩に背き、自身の奢も出る者也と、百姓たらん者は分限より身を引下けて、諸事無造作と形をつくろはす、身を飾らす朴素にして、美服遊樂無用たるへし、富有なるものは是非を乞きまへす、花美を好み儉約を忘れ、財産を用ゆる法を知らず、奢をなせは其家衰ふるのみならず、其弊風漸く遠し、移り大なる害となる也、天道の理を唱ひ失ひ奢に長し、今日の無爲安樂も、偏へに先祖の功恩なるを、空しくなしと徒らに金銀を費し、一家を以て、一人榮花を極んで、一類故舊に縁寡孤獨老廢の族ありとも、施し與へす渴餌に及はせなは、遠祖又は死したる親父祖より見る時は、一株の木の如くにて、枝葉のいたみ不愛事ばあるまじきに、憐み恵むべき心もなく、却て恨みを受るならば、天罰により其家必亡るに至ると也、仁惠制度の掟を守り人を憐み、天道を恐れて身の榮花をなさず、家居を龜相にして衣食を飾らす、父母を始め

兄弟妻子諸親類に至る迄、安穩に世を送り、慈愛の心深く下を恵み奴婢をあはれみ、牛馬をよく飼ひ、家業を怠りなく勤めたらんは、子孫の繁昌の疑ひかあるべきぞ、右は

殿様村々之風俗を儉朴にして、勸農にいたらしめは、安穩にして子孫榮久の基と、殊の外被爲痛、御内慮衣食住の御制、社倉備穀之御趣意、陰徳講御教諭、縁寡孤獨之御救へ、種痘の御慈み、種々御仁惠被仰出、郡奉行始度々廻村精誠申諭と雖も、奢侈慢遊之風難止、困究は彌増自ら急救之備も届兼、田德多く所持する族は勿論、叶成取續ものも隨分質素にして、儉約を守り客寄を混せざる様に善行を勤むへし、人は小天地たる事を悟り、同胞の人たるを辨へ、利欲を離れ憐恵みなは、安穩に子孫永久之基、金銀を多く積蓄より、隠得を積のはす事こそ大福者と悟るへし、大小之御百姓之内にて、困究引立の存意付も有之、其遠慮なく可申伸候、廣大之御仁惠御德澤、不行渡姿に相當り、勿体も無之事ニ候、依而教諭書差下條、村役人長百姓等熟々披見之上、得々勘辨いたし、

御仁政之御教諭行渡、御趣意立行様に小前末々迄、一人も不殘教諭致し、厚く世話可遣者也、

卯八月、

柏倉役所、

同三年丙辰七月、是ヨリ前、幕府、東根附及ヒ柴橋領宮内村以下、十一ヶ村ヲ割キテ松前崇廣ニ給ス、是ヨリ宮内村以下東根陣屋ノ所轄ニ歸シ、新ニ久ノ本村以下十四箇村ヲ寒河江領ニ附ス。

〔西村山郡史〕

松前領村高

二六〇

一高九拾壹石八斗四升四合、

宮内村
熊野村

一高百九拾六石四斗貳升六合、

石田村
山内柳澤村

一高貳百五拾七石七斗六升貳合、

綱取村
水澤村

一高參百九拾貳石六合、

八兵衛新田
沼山村

一高三百拾壹石五斗四升七合、

兵助新田
入間村共

一高五百三拾九石八斗九升六合、

矢ノ目村
道満村

一高八百三石貳斗八升九合、

原町村
關山村

一高廿貳石貳斗九升貳合、

合高三千七百拾五石七斗壹升三合、
寒河江領新附村高

一高九百八拾九石六斗壹升三合三勺、

矢ノ目村
道満村

一高貳百三拾九石九升、

原町村
關山村

一高四拾四石壹斗貳升壹合五勺、

大林新田
山口村

一高七百八拾三石貳升五勺、

同新田
小林新田

一高百七拾八石貳升五合八勺、

矢ノ目村
田麥ノ村

一高貳千七拾六石三升壹合貳勺、

大林新田
山家村

一高拾五石九斗四升九合、

同新田
原町新田

一高八百七拾七石三斗八升五合六勺、

一高四石七斗壹合、
一高拾石九斗八升三合、
一高四百三石九斗四升三合六勺、
一高四拾六石四斗五升三合七勺、
一高四石壹斗貳升四合、
メ六千三百四拾四石九斗四升壹合六勺、

同年九月、幕府諸國ニ令シ、用材ヲ江戸ニ輸出セシメ、又越後國保倉川以下被害復舊工事

ヲ、同國並ニ出羽國ニ課ス、高百石銀貳拾九匁九分、又幕府代替巡見使派出ヲ延テ明後午年

トナス。

〔採訪史料〕

一此度江戸表大風雨ニ付、材木其外諸色拂底ニ而は、諸人及難義候間、荷元ニ而は、一己之利潤ニ不拘、商人共々註文申遣次第、江戸表諸色潤澤ニ相成候様、精々右掛積送り可申候、若値段并運賃等、無謂高直ニ致し候もの於有之者、可爲曲事もの也。

右之趣御料は御代官、私領は領主地頭、不洩様可被相觸候。

九月

一去卯年越後國保倉川、關川、阿賀野川、矢野川、飯田川、信濃川通り御普請ニ付、此入用者越後國出羽國江、高百石ニ付銀貳拾九匁九分ツ、國役掛り候筈ニ候、右入用金、公儀御取替を以相仕立、十分一者從、公儀被差加之、其余者右國々御料私領寺社領共、前書之適當辰年國役金村々右取立之、同十月中迄ニ御代官伊奈半左衛門、羽田十左衛門兩人之内江案文承合、同十一月晦日限り、右同人方江可被相納事。

一最寄ニ有之候寺社領之分、御領近所者其支配之御代官江取集候間、私領近所者其所之地頭江取集、是又右同人方江可被相納候事。

一寺社領高并込高は勿論、都而其村々有高江掛り候筈ニ候、右高掛り金納相濟候ハ、銘々寺社領高美濃紙帳面ニ相認、最寄ニ而取集候分も書加ヘ、御代官請取手形相添、大手御番所後御勘定所江可被差出候事。

辰九月。

御勘定所。

一御代替ニ付諸國巡見之儀來已年迄茂御猶豫被遊、午年も被仰出ニ而可有之候間、去々寅年相達置候處、去卯年稀成地震并今般之大風雨津波等ニ而居城其外住居向在町等迄、及大破候向も有之哉ニ相聞、可爲難澁と思召候ニ付、諸國巡見之儀、猶又來々午年も戌年迄、五ヶ年之間御猶豫被遊、亥年も被仰出ニ而可有之候間、破損所取補理方武備手當向等、諸事先達而相達候通相心得、愈等閒無之様可被致候。

右之趣向々江可被相觸候。

同年同月、秋元志朝、村山郡各村ニ諭告シ、用金ヲ獻セシム。
〔上荻野戸文書〕

演舌書。

積年御物入續之上、去ル午年御所替之節、莫大之御入箇有之候處、其後異船渡來殊ニ去年中江戸大地震ニ而、御長屋多分有之、重々御物入打續き、御借財のみ相嵩み、御勝手向必至と御差支、何れとも御差略被遊兼候ニ付、諸事被遊

御改正、

御公務之外は、

御二方様御手元ハ勿論、諸御暮向格別御省略被仰出、江戸詰之面々多分御國元へ可被差遣、御下屋鋪迄も被遊御相對替、諸事御質素專一之御趣意ニテ、御家中御扶助向も分外之御取調被仰出、往々御安心之御過法被遊御立度、御舍にて夫々取調被仰付候へども、御大業之事故容易ニ御仕寄ニ不相成、其の内差向候御用途向御差支幾重にも御差略被遊方無之折柄、猶去月廿五日之夜江戸大嵐にて、御上屋鋪御長屋三棟、角筈御屋鋪二棟吹潰し候程之事故、御殿向詰御長屋、其外御國向等多分損所出來、殊ニ深川御屋鋪ハ御長屋向大破之處、洪水ニ而何れも二階住居致し候次第故、去年之震災ニ比へ候得は、却而多分之臨時御物入ニ可相成、旁以て差向候御入用御差支ニ付、三御領分へ格別御用金被仰付候外有之間敷段、夫々評議談し之上申上候處、御用金之義、御公務向ニ無之候てハ、不被仰付思召ニ有之、殊ニ當領之儀去

ル丑年稀成旱魃にて田畠皆無同様、其ノ上翌寅年異船一條ニ付多分致上金、下々難澁之段深被遊御汲取、是ニ御不便ニ被思召、御用金之義ハ、見合候様被仰出有之候へとも、差向候御用金向何れにも御差繕附兼候事故、御講にて取立候外有之間敷段、猶申上候處御不便之儀ハ、思召候へとも無余儀筋故、一統痛ニ不相成様、宜取計段厚蒙御沙汰候事故、勝手御用達共ヘ申談、御講御取立相成候事故、一同ハ不及申小前末々家族共小前迄、もれさる様多少共御入連致し、當節金高相纏め差向候御用相達、一廉御安神ニ相成候様いたし度、尤も年々不及懸金、惣出金拾分一つ、年々御出金相成候事故、夫々割合引立可申、前書下方難澁之段、是ニ被遊御安事候故、無理成取計は見合可成丈致出精一廉御用立候様致度、此段於自分共賴入候事。

九月、

同年十二月、秋元志朝、明歲正月十五日、所領各名主大庄屋以下ニ、酒ヲ給セントシ之ヲ令ス。

〔上荻野戸文書〕

尙々御代官様御宅へ村々御年始相勤、御悅義として御酒被下之義ハ、去年通り十六日朝御庄屋ニ而被下候間、此段御承知可被下候。

御領分村々來陽御年始之義、正月十五日郷中村々大庄屋取綺名主問屋、并名主格組頭迄麻上下着用、一統御揃四ツ時迄御役所へ御名代無之様、御年始相勤可申候、尤も同日無據不參ニ相成方有之候ハ、前々方十日御届候様可被届候。

一御勝手御用達之儀、正月十五日麻上下着用、四ツ時迄一統打揃ひ、無名代相勤可申候、尤も無據不參にも相成方、前十日御届可被成候、
一池之端御屋鋪佐竹左近將監様へ、御相對にて御譲り、又は御貸地ニ相成候段、公邊へも相伺濟之上、萬端無滯御引渡相済候。
右之通可被觸候以上。

辰十二月廿日、

東村山郡史 卷之五終

大正八年十二月十五日印刷
大正八年十二月二十一日發行

東村山郡役所

山形市旅籠町五百拾參番地

印刷者 熊 谷 末 藏

山形市旅籠町五百拾參番地

印刷所 熊 谷 活 版 所

11
5
306

終

